



## 市区町村、中核機関等における相談体制の強化事業～権利擁護支援体制 全国ネット(K-ねっと)へのアドバイザー派遣について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 中野 篤子

### 1. 任意後見・補助・保佐等に関する相談体制強化・広報啓発事業

平成28(2016)年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、これに基づき翌平成29(2017)年3月24日に「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定された。「基本計画」では、権利擁護支援を必要とする人が、全国どの地域でも適切に制度を利用できることを目指しており、そのための体制整備が現在進められているところである。しかし、その取組の進捗状況は地域により様々であり、中核機関設置やその運営に当たる担当者の悩みも多岐にわたる。

そのため、担当者の課題に寄り添い中核機関等のみでは解決できない課題に対して相談等を受け、これをバックアップし、専門的な助言を行うことにより全国的な相談体制を強化することを目的に、令和2年度より社会福祉法人全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)が厚生労働省より委託を受けて本事業を実施することとなった。

本事業では相談事業の他、成年後見制度の周知を図るため、各地でセミナーも実施しており、令和2年度は全社協、岡山県・北海道・奈良県社会福祉協議会主催で開催されている。相談事業については、全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」(以下「K-ねっと」という。)として、全国から相談できる窓口を設置している。当法人は、この事業について全社協と業務委託契約を締結し、専門相談員(アドバイザー)2名を派遣している。筆者は、アドバイザーとして同事業に派遣されており、本稿はその紹介を行うものであるが、個人的見解も含むものであることをご了承いただきたい。

### 2. 事業の概要

業務体制の概要は、以下のフロー図のとおりである。事務局(全社協)が、自治体・中核機関等からの相談を受け、体制整備にかかるものや、FAQで対応可能なものについては、一般的見解等を回答する。個別事例については、事務局内の専門相談員が聞き取りを行い対応する。さらに、専門的知見が必要なケースについては、専門職団体から派遣を受けているアドバイザーの意見を聞くとともに厚生労働省成年後見制度利用促進室とも連携し助言等を受け対応している。

また、定例会議を月1回程度開催し、相談実績を報告するとともに、今後の相談対応や相談を通じて見えた体制整備の課題等を協議している。会議には、事務局、専門相談員、アドバイザーの他、オブザーバーとして厚生労働省成年後見制度利用促進室が出席している。

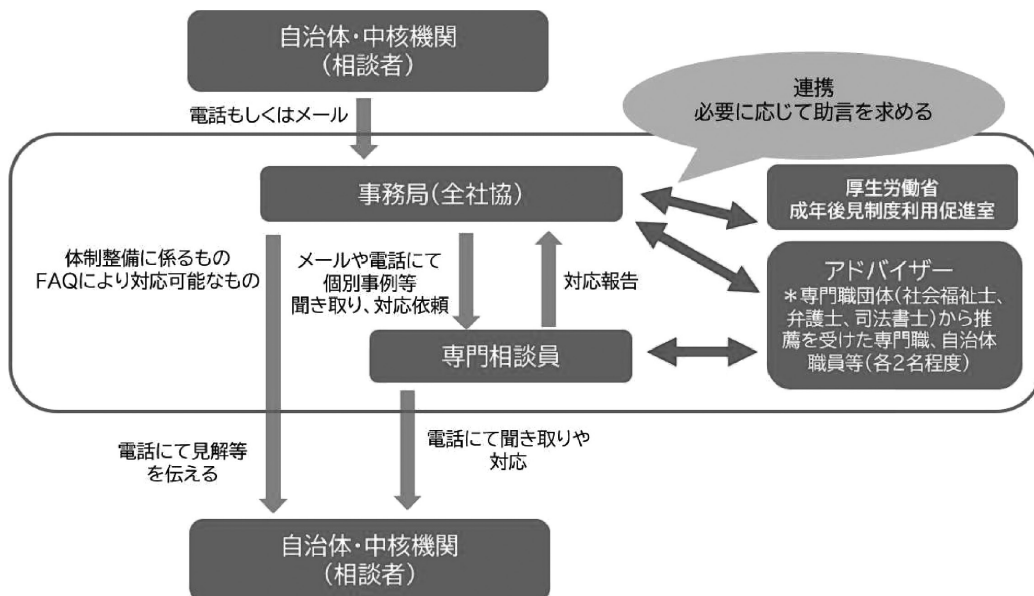
相談内容としては、体制整備についての相談・問合せが多く(令和2年度108件中45件)、個別事例についての相談もある(21件)。他に、K-ねっとの取組や講師の紹介、広報啓発について等が寄せられている。体制整備については、中核機関機能についての整備や、職員の体制、また広域での設置に向けての取組方法などである。他、協議会や審議会の設置、市町村計画の策定などの問合せもある。また個別の相談では、成年後見制度利用支援事業の整備や首長申立てに関する

ることなどの問合せが主であるが、複合的な課題のある、いわゆる「困難事例」について具体的なアドバイスを求めてこられるケースもある。

K-ねつとの機能として、全国的な体制整備を後押しするための役割があることから、このような場合は質問に回答することに加え、今後のその地域での相談対応に活かせるような支援を行うことが期待されている。先行して取組を行っている自治体等の事例やその担当者を紹介し、また、課題解決に必要なその地域の専門職団体等の社会資源につなぐことが重要な役割となる。K-ねつとへの相談を通じて、地域における連携の必要性を認識することで権利擁護支援体制の構築に向けた取組が進むことが期待される。

また、相談事例を収集することでその把握した情報を蓄積して提供し、課題を整理し発信・提案していくことも重要な役割となっている。

(フロー図)



### 3. 専門職団体に期待される取組

令和2年度の本事業の報告書（後記参考資料）に、専門職団体に期待される取組として次の記載がある。「個別の事例に対する助言や支援のほか、権利擁護支援体制の整備に関しても市区町村や中核機関のパートナーとなって、ともに地域の権利擁護支援に取り組むこと、そうした役割を担う人材の育成、調整を行うことが引き続き期待されている。」「体制整備支援について都道府県や都道府県社協とともに取り組むことが重要であり、市区町村や中核機関に対する都道府県支部のバックアップ体制について明示することが期待される。」

K-ねつとに寄せられる相談には、定例会議やメールを通じて、アドバイザーである専門職間で議論し、課題解決に向けた糸口を探り、回答をしていくことになるが、そのような体制がいずれの地域においても身近に存在することが大切であるし、そのような仕組みが全国で構築されていくための道筋を示すのがK-ねつとの果たす役割であると感じる。本事業に引き続き協力していくことはもちろんであるが、それぞれの地域において、専門職団体として体制整備の支援や協力を行っていくことで、我々はその「期待」に応えていくことが求められている。司法書士が地域における権利擁護支援体制の担い手として、その役割を果たしていくことができるよう、当法人としても引き続き取組を進めていきたい（参考資料「令和2年度任意後見・補助・保佐等に関する相談体制強化・広報啓発事業実績報告書」令和3年3月 社会福祉法人全国社会福祉協議会）。